

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市教育委員会

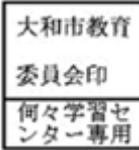
教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第8号

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会公印規則（昭和42年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表庁印の表専用委員会印の項中

てん書	方 21		図書・学び交 流課学習セン ターの補助執 行事務に係る 文書	文化スポーツ 部図書・学び 交流課学習セ ンター館長
-----	---------	--	--	-------------------------------------

を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。